



金融庁子ども用パンフレット
(霞ヶ関子どもデー) → P32 に関連記事



ユルゲン・シュタルク ドイツ連銀副総裁と
面談する伊藤副大臣 (7月20日)

目次

【トピックス】

- 関連外国証券との間の取引一任契約に係る内閣府令及び事務ガイドラインの改正について・・・2
- 足利銀行の「経営に関する計画」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について
・・3
- 保険の基本問題に関するワーキング・グループの検討状況について・・・・・・・・・・4
- 外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善について・・・・・・・・6
- 国際会計基準に関する我が国の制度上の対応整理について・・・・・・・・・・7
- 財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書について・・・・・・・・8
- 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等について・・・・・・・・・・9
- 監査の信頼性確保のために 一審査基本方針等一・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 保険会社関係に関する事務ガイドラインの一部改正について・・・・・・・・・・11

【海外最新金融事情】 新BIS規制案の公表と今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

【金融フロンティア】 金融研究研修センターディスカッション・ペーパーのご紹介・・・・・・・・17

【ピックアップ：中小企業金融】

- ☆ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定について (第2回：「経営管理」)・・・23
- ☆ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況
(平成15年度) について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

【法令解説】

「金融機能強化のための特別措置に関する法律」及び「預金保険法の一部を改正する法律」について・・・25

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：繰延税金資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

【お知らせ】・・32

【6月の主な報道発表等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34



【トピックス】

関連外国証券業者との間の取引一任契約に係る内閣府令及び 事務ガイドラインの改正について

証券会社が有価証券の売買取引などの受託について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数又は価格について定めることができることを内容とする、いわゆる「取引一任勘定取引」については、損失補てんの温床になること等から、一部の適用除外(外国親会社等が顧客の場合に、数及び価格を証券会社が定めることなど)を除いて原則として禁止されています。

こうしたなか、規制改革推進3ヶ年計画において、外国証券会社の親企業等からの注文に係る取引一任勘定取引の禁止の適用除外の範囲のあり方について、立法趣旨を踏まえつつ検討するとされたことを受け、検討を行ってきた結果、グループ全体のグローバル・リスク管理の必要性を踏まえ、関係外国証券業者が行う自己取引に限り、数及び価格だけでなく、売買の別、銘柄についても証券会社が定めることができることを内容とする契約(取引一任契約)の締結を認めることとし、関連する内閣府令及び事務ガイドラインの改正を実施しました(6月9日公布、6月30日施行)。

まず、証券会社の行為規制等に関する内閣府令については、証券取引法第42条第1項ただし書きに規定する「投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるもの」として、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条において、「関係外国証券業者の計算による取引に関し、売買の別、銘柄、数及び価格について当該証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為」を規定しました。

また、当該契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約を締結しようとする相手方の商号等を記載した届出書を提出する旨を規定しました。

更に、証券会社の自己取引に関する行為規制が、当該契約に基づく取引にも及ぶよう、所要の改正を実施しました。

次に、事務ガイドラインについては、当該取引が委託注文部門で執行されると、他の委託注文の利益を損なうおそれがあること等を踏まえ、取引一任契約を締結する際に求められる適切な内部管理体制として、当該契約に係る取引を行う部門とその他の委託取引を行う部門とを明確に分離するとともに、法定帳簿の作成においても、取引一任契約に係る取引であることが判別可能な方法で処理することを求めることとし、所要の改正を実施しました。

なお、金融機関の証券業務に関する内閣府令、及び外国証券業者に関する内閣府令についても、上記に準じた所要の改正を実施しました。

※ 証券会社等の事務ガイドラインについては、金融庁ホームページの「事務ガイドライン等」から[証券会社等関係](#)にアクセスしてください。

足利銀行の「経営に関する計画」について

平成16年6月11日、平成16年3月期決算を踏まえ策定された「経営に関する計画」が提出されました。本計画は、地域金融機関としてのビジネスモデル、収益計画ならびに計画達成に向けた具体的な



施策を中心に策定されたものとなっています。

足利銀行においては、本計画に沿って、引き続き、経営改革を進めるとともに、地域金融の円滑化、中小企業等の再生に積極的に取り組むこと等により、企業価値の向上に努めていくものと考えています。なお、「経営に関する計画」のポイントは以下のとおりです。

1. 地域金融機関としてのビジネスモデル

地域金融機関としてのビジネスモデルを「選択と集中」を図りながら、積極的に展開することとし、具体的には、「収益基盤の再構築」と「徹底した資産健全化」を同時並行して実践することとし、この2つの分野に経営資源を集中的に投入する。併せて、効率的な業務運営体制を目指し、「ローコストオペレーション体制の確立」を図る。

2. 収益計画

本計画において、初年度（17年3月期）をビジネスモデルの構築と取引基盤の確保を行う「態勢定着期間」、2～3年目をビジネスモデルの展開により具体的な成果をあげていく「集中実践期間」と位置づけ、強力で推進する。

計数目標として、不良債権比率について19年3月末に6%台、当期利益について19年3月期に400億円台の水準の確保を目指す。

3. 収益計画達成に向けた具体的な施策

収益計画の達成に向けて、以下のような施策に積極的に取り組む。

- ・ 「収益基盤の再構築」として、取引先の裾野拡大等による小口分散化された与信ポートフォリオへの移行、預り資産の販売強化等による非金利収入の拡大
- ・ 「徹底した資産健全化」として、企業再生への取組み、オフバランス化
- ・ 「ローコストオペレーション体制の確立」として、人員及び人件費の削減、物件費の削減、店舗機能の再構築、本部組織のスリム化、保有資産の処分、子会社・関連会社の抜本的見直し

※ 足利銀行の「経営に関する計画」については、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「足利銀行の「経営に関する計画」について（平成16年6月11日）」](#)にアクセスしてください。

自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について（金融審議会金融分科会第二部会報告）

1. 平成16年6月22日、金融審議会金融分科会第二部会（第17回）が開催されました。部会においては、第二部会の自己資本比率規制に関するワーキンググループの座長及び事務局から、「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」報告を行いました。

この報告を受け、委員より様々な観点から、闊達なご議論をいただき、審議の結果、「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」の報告は、部会報告として了承されました。

2. 報告書においては、「自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化を行うことが適当との意見が大勢を占めた」とされており、更に、「監督当局は、このような本報告書の内容を踏まえて、繰延税金資産の具体的な監督上の取扱いについて十分な検討を行った上で主体的に判断していくこと



が必要である。」とされています。

金融庁としては、このような報告書の内容を踏まえ、繰延税金資産の算入の適正化について、検討していくこととしております。

※ 「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」については、金融庁ホームページの「審議会など」から、「金融審議会」に入り、「答申・報告書等」の[平成16年6月22日「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」\(金融審議会金融分科会第二部会報告\) \(PDF\)](#) にアクセスしてください。

また、自由討議における主な意見等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「審議会など」から、「金融審議会」に入り、「議事録等」の[「<第二部会> 第17回平成16年6月22日\(火\)開催分 議事要旨」](#) にアクセスしてください。

「繰延税金資産」の詳しい説明については、[「金融便利帳」](#) をアクセスしてください。

保険の基本問題に関するワーキング・グループの検討状況について (金融審議会金融分科会第二部会 経過報告)

1. 保険の基本問題に関するワーキング・グループでは、本年1月から、保険に関する主な検討課題についての議論を開始し、4月以降、「保険契約者保護制度の見直し」、「無認可共済への対応」についての議論が行われています。
2. 「保険契約者保護制度の見直し」については、現在の生命保険のセーフティネットが18年3月で期限切れになることから、18年4月以降の制度のあり方について議論が行われています。あわせて、損害保険セーフティネットについての補償方法の見直し等について議論が行われています。保険の基本問題に関するワーキンググループにおける検討は、これまでに4回行われており、この間、関係者から意見聴取等を行いました。
3. また、「無認可共済への対応」については、近年、事業の規模や形態が多様化していることから、消費者保護や保険との関係等の観点から規制を求める声があり、どのような対応が考えられるのか議論が行われています。保険の基本問題に関するワーキンググループにおける検討は、これまでに4回行われており、この間、総務省からの報告（「根拠法のない共済に関する調査（中間取りまとめ結果）」）等を受けました。
4. 6月22日に金融審議会第二部会が開催されることに合わせて、これまでの保険の基本問題に関するワーキング・グループにおける検討状況の報告が行われました。
5. この2つの課題については、いろいろ検討する項目が多く、引き続き、検討を行う必要がありますので、更に、保険の基本問題に関するワーキンググループにおいて、議論を深めていただきたいと考えています。

※ 「保険契約者保証制度の見直し」、「無認可共済の対応」について、詳しくは、金融庁ホームページの「審議会など」から、「金融審議会」に入り、「議事録等」の[「<第二部会> 第17回 平成16年6月22日\(火\)開催分 議事要旨」](#) にアクセスしてください。



外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について (金融審議会金融分科会第一部会 報告)

いわゆる「外国為替証拠金取引」とは、顧客が約定元本の一定率(5～10%程度)の証拠金(保証金)を業者に預託し、差金決済による外国為替の売買を行うハイリスク・ハイリターン取引です。

平成10年の外国為替取引自由化を契機に行われ始め、現在では商品先物業者や証券会社、また外国為替証拠金取引を専門に取り扱う専門会社を中心となって取り扱っています。外国為替証拠金取引を取り扱う業者数・取扱金額ともに拡大していると言われてはいますが、同取引を規制する法律が無いため、監督官庁も不在という状態であり、規模の拡大とともに執拗な勧誘、説明不足、出金遅延などによるトラブルが急増しており、被害者の多くが高齢者となっています。このほか、詐欺事件や業者の破綻による被害が発生するなど、社会問題化しています。

(取引の例) 1ドル=100円の時に、証拠金率5%で1万ドル(証拠金:5万円)に投資(買建て)した場合、1ドル=103円になると、3万円の利益が生じ、1ドル=97円になると、3万円の損失が生じます。(※ 手数料等は考慮しないものとします。)

これを受け、金融審議会金融分科会第一部会では、本年4月以降、外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について精力的な議論が行われてきましたが、6月23日の同部会において、報告が取りまとめられました。

同報告においては、外国為替証拠金取引について、

- ・ 先物取引と同様の性質を有するデリバティブ取引であると整理し、金融先物取引法を改正にすることにより、その対象とすること
- ・ 業者に対し、監督官庁への登録を義務付けること
- ・ 顧客の要請に基づかない電話・訪問による勧誘の禁止(不招請の勧誘の禁止)
- ・ 業者に対し、説明義務や財務規制を課すこと

等の所要の措置を講ずるべきとされています。

金融庁では、同報告を踏まえ、出来る限り早期の国会に法律案を提出できるよう準備をすすめてまいります。

※ 金融審議会金融分科会第一部会報告については、金融庁ホームページの「審議会など」から、「金融審議会」に入り、「答申・報告書等」の「平成16年6月23日「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方について」(金融審議会金融分科会第一部会報告) (PDF)」にアクセスしてください。また、いわゆる「外国為替証拠金取引」について、詳しくは、金融庁ホームページの「金融庁ホームページに関するお知らせ」から、「金融審議会」に入り、「いわゆる外国為替証拠金取引について」にアクセスしてください。



外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善について (金融審議会金融分科会第一部会 報告)

去る6月23日に開催されました金融審議会金融分科会第一部会において、同部会報告「外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善について ― 外国会社等による「英文開示」―」がとりまとめられ、公表されました。

本報告の概要は、次のとおりです。

1. 「英文開示」の方向性

外国会社等による「英文開示」は、公益や投資者保護を確保しつつ、我が国証券市場の国際化・競争力の向上を図るための一つ的手段として、証券取引法に基づいて外国会社等が提出する有価証券報告書等の開示書類について、金融庁長官が「公益又は投資者保護に欠けることがないもの」と認める場合には、国際的な金融の分野で通常使用される言語である英語による表記を認め、本国の開示基準による様式による提出を認めるというものです。

(1) 対象とする取引及び開示書類

「英文開示」の対象として認められる取引及び開示書類は、その有価証券について「本国において、一定の期間、既に適正な開示が行われている場合（セカンダリー）」における有価証券報告書等の「継続開示書類」（臨時報告書は除きます。）とされています。

(2) 開示基準

外国会社等の本国の開示基準が「公益又は投資者保護に欠けることがないもの」として認められるか否かの判断は、金融庁長官がその外国会社等の属する国・地域ごとに行うものとされています。

なお、外国会社等がその本国の開示基準に基づく開示書類を提出する場合には、

- ① 我が国の開示基準による開示内容が本国の開示基準に基づく開示書類のどの項目に記載されているかを明確に示す「対照表」
- ② 我が国の開示基準で記載すべきこととされている事項が本国の開示基準に基づく開示書類に記載されていない場合には、当該事項（財務情報を除く。）を記載した「補足情報」

の日本語による提出を義務づけるものとされています。

(3) 日本語による要約

外国会社等がその本国の開示基準に基づき英語による開示書類を提出する場合には、投資者の投資判断にとって極めて重要な情報についての「日本語による要約」の提出を義務づけることとされています。なお、記載内容等はガイドラインで定めるものとされています（具体的には、財務ハイライト情報、リスク情報等が考えられます）。

(4) 投資者保護上の措置

取引される有価証券に係る開示書類が我が国の基準ではなく英語で開示されているにもかかわらず、我が国の基準に基づき日本語で開示されているものと誤解をして購入することを防止（誤認防止）するため、外国会社等及び証券会社に法令による誤認防止措置を義務づけることが適切であるとされています。

2. 「英文開示」の実施

「英文開示」は段階的に実施することとし、平成17年度からは「外国株価指数連動型上場投資信託（外国ETF）」について「英文開示」を実施し、その他の有価証券についての「英文開示」は平成19年度を目途に実施するものとされています。



また、我が国の証券市場の「国際化・競争力の向上」のため、「英文開示」以外の手段として「継続開示書類の提出義務免除要件の緩和」等の措置を併せて行うことも不可欠であり、平成 17 年度は、「ストック・オプションに係る有価証券届出書の提出が不要となる付与先の範囲の拡大」等の措置を実施するものとされています。

※ 金融審議会金融分科会第一部会報告については、金融庁ホームページの「審議会など」から、「金融審議会」に入り、「答申・報告書等」の[「平成 16 年 6 月 23 日「外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善について」\(金融審議会金融分科会第一部会報告\) \(PDF\)」](#)にアクセスしてください。

国際会計基準に関する我が国の制度上の対応整理について

2005 年 1 月から EU 域内の会社の連結財務諸表の作成基準として国際財務報告基準 (IFRS) が義務付けられることにより、EU 域内における我が国の会社の資金調達に支障をきたすおそれがある等の指摘を踏まえ、

(1) EU 加盟国等の外国会社が我が国において公募又は上場する際に、IFRS に準拠した連結財務諸表を利用する場合

(2) 我が国の会社が国内で IFRS に準拠した連結財務諸表を利用しようとする場合

の制度上の問題点等について、本年 3 月から金融庁企業会計審議会企画調整部会において議論されてきました。

当審議会では、これまでの審議において議論された論点を整理した「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応」について、論点整理を取りまとめ公表し、8 月 31 日まで広く関係各界からの意見を求めることとしました。

以下、本論点整理の概要を簡単にご紹介します。

1. IFRS に準拠した外国会社の財務書類への対応

○ 我が国での開示が「セカンダリー」(本国又は第三国で一定期間既に適正開示されている場合) の取扱い

⇒ 本国又は第三国で開示している財務書類については、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には我が国での開示を認めるという従来の考え方を維持し、この考え方のもとで IFRS に準拠した財務書類の開示についても認めることとする。

○ 我が国での開示が「プライマリー」(本国及び第三国で未だ開示が行われておらず、我が国で初めて開示される場合) の取扱い

⇒ 「公益又は投資者保護」の観点から、現時点においては我が国の会計基準の義務付けを原則とするとの考え方を基本とし、例外的に IFRS に準拠した財務書類の開示を認める場合の考え方を整理する。

2. IFRS に準拠した我が国の会社の財務書類への対応

○ 年初以来の EU 関係者に対する働きかけ等の結果として、2006 年末までは我が国の会計基準が EU において認められることとなり、また、2007 年以降の EU での我が国の会計基準の取扱いについては、IFRS との「同等性の評価」が今後欧州証券規制当局委員会 (CESR) で行われることとされた。

⇒ このような現状を踏まえ、現時点において結論を出すことは、今後の「同等性の評価」に消極



的な影響を及ぼす可能性があることから、必ずしも適切ではない。

○ 今後の取扱いについては、「同等性の評価」の結論を踏まえて結論を得る。

※ 企業会計審議会企画調整部会の論点整理について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から「企業会計審議会 論点整理及び意見書（公開草案）の公表について（平成16年6月24日）」の「[国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）](#)」(PDF) にアクセスしてください。

財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書について

金融庁企業会計審議会第二部会は、本年3月から財務諸表の保証に関する概念整理を審議していましたが、概ね意見が集約されましたので「財務諸表等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書（公開草案）」を取りまとめ公表し、8月31日まで広く関係各界からの意見を求めることとしました。

以下、本意見書（公開草案）の概要を簡単にご紹介します。

1. 公開草案では、四半期財務情報のレビュー及び内部統制の信頼性の確保の要請など、財務諸表を対象とした従来の監査業務の範囲を超えて保証業務の必要性が増大していること、監査周辺業務の拡大により、本来の監査業務とコンサルティング業務などの相違が曖昧となっていることなどを背景として、監査の信頼性を確保するため、保証業務の意味及び業務の要件を明確化しました。
2. 保証業務の意味を定義して国際監査基準と整合性を図り、従来の監査業務に加え、監査の水準には至らないが一定の信頼性が確保できる限定的保証業務（レビュー業務）が可能であることを明確化しました。
3. 一方、公認会計士が関わる業務でも、当事者間で合意された監査に類似した手続のみを行う業務、財務諸表等の作成に関与する業務、経営者への助言や調査を目的としたコンサルティング業務、税務申告代理業務等は、保証業務に該当しないことを具体的に明確にしました。
4. 保証業務の信頼性を確保するため、保証業務を担う専門家に求められる要件として、独立性、職業倫理の遵守、品質管理、専門能力などを明確化しました。
5. 保証業務の適切な実施を確保するため、業務実施の受託に当たって満たすべき条件、実施すべき手続や判断のあり方、利用者への保証報告のあり方などを明確化しました。
6. 本意見書の位置付けとしては、監査基準のように固有の業務基準を定めるものではなく、将来的に想定される業務も含め、職業的専門家により財務情報等の信頼性を確保する保証業務の枠組みを包括的に定めるものであり、今後、レビュー業務などの固有の業務基準が定められる場合には、本意見書を基礎として設定されることとなります。

※ 企業会計審議会第二部会の意見書（公開草案）について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から「企業会計審議会 論点整理及び意見書（公開草案）の公表について」（平成16年6月24日）の「[国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）](#)」(PDF) 及び「[財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書（公開草案）](#)」(PDF) にアクセスしてください。



保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等について

先般、保険業法施行規則の一部を改正し、①自然災害リスクに対応した責任準備金積立ルールを整備等、②保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等の兼営可能業務の拡大、③届出対象種目に係る事業方法書の変更手続の届出への一本化、を行いました。主な改正内容は、以下のとおりです。

1. 自然災害リスクに対応した責任準備金積立ルールを整備等について

(1) 改正の経緯

損害保険会社は、火災保険の引受けを通じて自然災害リスクを保有していますが、世界的にみて大規模な自然災害が増加していること等から、保有する自然災害リスクに対応した適切な責任準備金等の積立が行われるようルールを整備しました。

(2) 改正の概要（規則第 70 条・第 151 条、平成 8 年大蔵省告示第 50 号、平成 10 年大蔵省告示第 232 号関係）

① 新たな責任準備金積立ルールを整備

・ 未経過保険料

各社が保有する大規模自然災害リスクについて、支払保険金とそれに対応する発生確率を定量的に把握し、これを基に支払保険金の期待値相当の未経過保険料を積み立てることとしました。

・ 異常危険準備金

再現期間 70 年規模の自然災害（昭和 34 年の伊勢湾台風の規模に相当）に対応する支払保険金の額を積立上限額とし、累積の積立額がこれを下回る場合は、異常危険準備金の積立計画を定め、計画的に積み増しを行うこととしました。

② ソルベンシー・マージン基準の整備

ソルベンシー・マージン比率の算出においても、再現期間 70 年規模の風水害に対応する額を所要のリスク量とし、これに見合うソルベンシーの確保を求めることとしました。

(3) 実施時期

平成 17 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度

2. 保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等の兼営可能業務の拡大について

(1) 改正の経緯・内容

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（16 年 3 月）等を踏まえ、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等の兼営可能業務について、以下の業務を追加することとしました。

- ・ 保険会社からの委託を受けて生命保険募集人等が行う特定証券業務を支援する業務
- ・ 危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の評価のための調査・分析・助言業務
- ・ 健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言業務
- ・ 保険業に関するプログラムの作成や販売を行う業務、計算受託業務
- ・ 保険事故の報告取次、保険契約の相談業務
- ・ 自動車修理業者などの斡旋・紹介業務
- ・ 個人の財産形成に関する相談業務
- ・ データ処理業務



(2) 実施時期

平成 16 年 7 月 7 日

3. 届出対象種目に係る事業方法書の変更手続を届出に一本化することについて

(1) 改正の経緯

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（16 年 3 月）において、届出対象の保険商品については、商品審査に係る事業方法書記載事項の変更を全て届出により可能とするとされたことを受け、所要の改正を行いました。

(2) 改正の内容（規則第 83 条・第 164 条・第 189 条関係）

損害保険会社の届出対象種目における事業方法書の記載事項のうち、商品審査に係る事項であって認可を必要としていた特別勘定や積立勘定に関する事項の変更について、今回、届出による変更を可能とすることとしました。

(3) 実施時期

平成 16 年 7 月 7 日

監査の信頼性確保のために — 審査基本方針等 —

公認会計士・監査審査会は、監査の質の確保と実効性の向上に対する国民の期待に対応し、国際的な潮流をも勘案しつつ、日本公認会計士協会による監査法人等における監査業務についての調査活動（品質管理レビュー）について、これを審査し必要に応じて検査する（モニタリング）こととされていますが、その実施にあたっての「審査基本方針及び審査基本計画」及び「検査基本方針」を、平成 16 年 6 月 29 日に開催した第 8 回審査会において策定しました。

このモニタリングを実施する際には、既存の枠組みにとらわれることなく、常に国民の視点という公益的立場に立つとともに、協会の自治統制機能を通じた監査業務の充実・強化を図ることを目標としています。

審査基本方針等の概要は次のとおりです。

(1) 審査基本方針

① 基本的考え方

- イ. 監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的に対応します。
- ロ. 監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの機能を向上します。

② 審査の枠組み

- イ. 協会からの品質管理レビューに係る報告等を基に、品質管理レビュー制度の運営の適切性、監査法人等の監査業務の適切性を主に審査を行います。
- ロ. 上記審査の結果、審査会の意見を評価・提言等で示すとともに必要に応じ金融庁長官に対し勧告を行います。

(2) 審査基本計画

① 継続的審査活動と重点的審査事項

監査人の独立性の確保の状況の確認、品質管理レビューにおける改善勧告事項とそのフォローアップに重点を置き、協会からの報告について継続的に審査を行います。

② 上記①に加え、品質管理レビューの機能向上を図るため、当面の各事務年度において更なる取組みを実施します。

(3) 検査基本方針



審査会の検査は、審査基本方針に基づき行われる品質管理レビュー制度の運営の適切性、監査法人等における監査業務の適切性に関する審査結果を踏まえて、必要に応じ実施します。

- ※ 「監査の信頼性確保のために「審査基本方針等」について、詳しくは公認会計士・監査審査会ホームページの「公認会計士・監査審査会について」から[「審査基本方針等について \(H16.6.30\)」](#) (PDF) にアクセスしてください。

保険会社関係に関する事務ガイドラインの一部改正について

平成 16 年 6 月 30 日、事務ガイドライン（「金融監督にあたっての留意事項について（第 2 分冊：保険会社関係）」）を改正し、①商品審査に係るガイドラインの制定、②保険募集の定義の明確化、③自然災害リスクに係る責任準備金の計算に当たっての留意点の明確化、④申請・届出様式の修正等を行いました。主な改正内容は、以下のとおりです。

1. 商品審査に係るガイドラインの制定

保険会社における商品開発の迅速化、審査の円滑化が図られるよう、商品審査に当たっての留意点を明確化しました。改正の概要は、以下のとおりです。

① 共通事項

保障又は補償の内容、危険選択、告知項目、保険契約者等(顧客を含む)への説明事項 等

② 第 1 分野

通増定期保険、年金商品、任意加入制団体定期保険 等

③ 第 2 分野

団体扱・集団扱の取扱い、事業活動損害保険等の取扱い 等

④ 第 3 分野

入院・通院支払限度日数

⑤ 保険数理

保険料、責任準備金、各種割引制度 等

⑥ 審査手続

保険商品の認可・届出に係る審査期間の取扱い、保険商品審査に当たっての手順及び附属資料の整備

2. 保険募集の定義の明確化

保険募集の定義を明確化するとともに、いくつかの行為類型について、基本的に保険募集人登録を要しないことを明確化しました。

3. 自然災害リスクに係る責任準備金の計算に当たっての留意点の明確化

自然災害リスクに係る責任準備金の算出に関し、算出に当たって用いるリスクモデルの合理性を担保するための要件など、留意点を明確化しました。

4. 申請・届出様式の修正等

保険会社等が法令に基づき申請・届出を行う際の書式について、商法・保険業法の改正等を反映させるなど、所要の見直しを行いました。

- ※ 保険会社関係の事務ガイドラインについては、金融庁ホームページの「事務ガイドライン等」から[「保険会社関係」](#) にアクセスしてください。



新B I S規制案の公表と今後の課題

金融庁総務企画局国際課企画官

白川俊介

日米欧の中央銀行及び銀行監督当局の代表者で構成されるバーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）は、6月26日、国際的に活動する銀行の自己資本比率の計算方法についての6年間に及ぶ見直し作業に区切りをつけ、新B I S規制の最終案を公表しました。今後、各国当局は、これに基づき国内規制の整備に入り、2006年末からの実施に備えることとなります。本稿では、昨年4月に公表された第3次市中協議案からの変更点を中心に、新B I S規制案の検討の経緯と概要を解説するとともに、バーゼル委及び我が国にとっての今後の課題にも触れたいと思います。

1. バーゼル委における検討の経緯

近年における銀行業務やリスク管理技術の高度化に対応するため、バーゼル委は1998年以来B I S規制の見直しに取り組んできました。バーゼル委は、一部修正案を含めて市中協議案を4回出し、その都度パブリックコメントを踏まえて規制案の改善を図り、今般、ようやく最終的な形で新B I S規制案を公表するに至りました。

その間、我が国はバーゼル委での検討作業に積極的に参加し、我が国の実情にも沿った合理的で現実的な見直し案となるよう力を尽くしました。例えば、中小企業や個人向け融資の取扱いについては、日本の当局と民間からの参加者が協力して、借り手1社1社の信用力だけでなく、貸出し先が小口に分散していることによるリスク分散効果にも注目すべき旨早くから主張してきました。特に、2001年7月に開かれたバーゼル委と世界の中小金融機関の協議の場では、日本の信用金庫業界の代表がバーゼル委議長の前で堂々の論陣を張り、議論の行方に大きな影響を与えました。こうした努力の結果、新規制案では、標準的手法において中小企業及び個人向け与信のリスクウェイトが100%から75%に引き下げられるなど、負担の軽減が図られました（図1）。また、我が国は、不良債権処理にインセンティブを付与するため引当金と所要自己資本額の間を整理したり（図2）、格付会社への過度の依存を避けるため格付会社の利用を選択制にするよう主張するなど、様々な面で貢献しました。

2. 新B I S規制案の狙い

1988年に合意された現行のB I S規制は、基本的に世界共通のリスクウェイトを掛けた資産額との関係で最低所要自己資本を規定するという簡潔な方法で、比較可能性の高い枠組みを提供してきました。しかしながら、世界の銀行実務やリスク管理技術の進展に伴い、規制の簡潔さに起因する弊害も目立つようになりました。すなわち、金融工学の発展を背景に、銀行の信用リスク管理技術が飛躍的な進歩を遂げた結果、銀行の内部管理と現行B I S規制の間乖離が大きくなってきたのです。また、銀行の抱える信用リスク以外のリスクが次第に顕在化するようになり、特に、IT化の進展等を背景に、事故や職員の不正行為により銀行に損失が生じるリスク（オペレーショナル・リスク）への対応が求められるようになりました。



そこで、バーゼル委は、新B I S規制案の3つの柱の中の第1の柱として、銀行の内部管理手法も活用しつつ、信用リスクの計算方法を精緻化するとともに、新たなリスクアセットの構成要素としてオペレーショナル・リスクを追加しました。この第1の柱においては、銀行の業務内容やリスク管理のレベルに応じ、リスクの計算方法に3段階の選択肢が与えられています。したがって、銀行は、自らの状況に応じ、段階を踏んでより高度な手法に移行することも可能です。なお、所要自己資本の水準については、いずれの選択肢をとっても、全世界ベースで平均すると現行規制と概ね同じ水準になるよう設計されています。

また、新規制案には、最低所要自己資本規制であるこの第1の柱を補うものとして、第2、第3の柱も盛り込まれています。第2の柱では、銀行が自らのリスクを評価し自己資本戦略を策定するよう求めており、そこでは、金利リスクなど第一の柱では対象とされていないリスク等へも備えるべきことが定められています。当局は、これに対し、銀行の自己評価を検査・監督を通じ検証のうえ、必要があれば適切な監督上の措置を講じることとされています。さらに、第3の柱では、ディスクロージャーを通じ市場規律が働くことを期待し、自己資本の構成やリスク計測の方法等について、これまでより詳しい情報の開示を求めています。このように、新規制案は、これまでの画一的な自己資本比率規制の弊害を緩和しつつ、銀行自身の内部管理、市場規律、及び当局による監督・規制の調和を図ることにより、リスク管理の高度化を促進する枠組みであると言えます。

3. 第3次市中協議案（2003年4月）からの主な変更点

これまで述べてきた新B I S規制案の骨格については、既に2003年4月に公表された第3次市中協議案に盛り込まれ、パブリックコメントにおいても概ね支持を得たところですが、その一方、規制案の複雑性や銀行実務との整合性に関しては、一部に懸念を示す意見も見られました。そこで、バーゼル委は、2003年10月の会合でこのような意見を踏まえた修正の方向性を示した上で検討を続け、今般合意に至ったところであります。そこで、以下において、第3次市中協議案後の変更点を概説します。

(1) 内部格付手法における予想損失額（EL）と予想を超える損失額（UL）の取扱い

信用リスクの計測手法の1つである内部格付手法については、第3次市中協議案に対するコメントにおいて、リスクアセットの計算方法を銀行における内部管理の実務に合わせて変更すべきとの意見が多く見られました。バーゼル委は、これを受け、内部格付手法のリスクアセット（分母）を第3次市中協議案のEL（予想損失額）プラスUL（予想を超える損失額）ベースからULのみのベースに変更することとしたため、引当金の取扱いを含め自己資本比率の計算式に修正を加える必要が生じました。この修正の概要については、既に[本誌第12号](#)で紹介しましたので、ここでは修正後の計算式のみを示すこととします（図3）。ただし、その後の議論で、ELを上回る引当金のティア2への算入上限については、パブリック・コメントを踏まえティア2をベースとすることは避け、信用リスクアセットの0.6%に変更しています。

(2) 所要自己資本の水準調整

バーゼル委員会は、B I S規制の見直しに当たり、前述のとおり、グローバルに見た平均的な所要自己資本の水準を重くも軽くもしないという目標を掲げ、第3次市中協議案においては当該目標に沿った提案を行ったところですが、しかるにその後、上記(1)のEL/ULの取扱いの変更の際、分子への貸倒引当金の算入余地を上げたことなどから、内部格付手法においては所要自己資本の水準低下（すなわち、平均的な自己資本比率の上昇）が生じることになりました。このため、内部格付手法の計算式では、分母の信用リスクアセットに掛け目（スケーリング・ファクター）を乗じることにより、所要自己資本の水準調整を行うことになりました。EL/ULの取扱いの変更を踏まえ、第3次定量的影響度調査（2002年後半実施）のデータを使って算出した現時点において最も蓋然性の高いスケーリング・ファクターの推計値は1.06ですが、最終的な数値は、新規制実施前の予備計算の結果に基づき決定されます。なお、欧米の一部の国は、予備計算に先立ち、定量的影響度調査も実施



する予定です。

(3) 適用時期及び移行期間

今回バーゼル委員会により公表されたB I S規制の新たな枠組みについては、基本的に 2006 年末から各国で適用可能となりますが、最も先進的な手法（信用リスクに係る先進的内部格付手法（A I R B）及びオペレーショナル・リスクに係る先進的計測手法（AMA））に限っては1年遅れの 2007 年末からの適用となります。これは、最も先進的な手法については、自己資本比率の計算が各銀行によるデフォルト確率（PD）やデフォルト時損失率（LGD）等の推計値に左右されるため、より慎重に新規制が所要自己資本に及ぼす影響について調査し、必要な場合は上記（2）のスケールリング・ファクターの調整等を行うことを可能とするためです。

また、最も先進的な手法を選択する銀行に対する新B I S規制の適用開始時期が1年遅れとなることに伴い、競争条件の均衡を図る必要が生じました。内部格付手法の採用行は、新規制に基づく所要自己資本額について現行規制に基づく当該額をベースとした下限規制（フロアー）が課されますが、基礎的内部格付手法を初年度から採用する銀行については、当該下限規制を1年延長し、図4のとおり計3年間適用することになりました。

4. B I S規制についての今後の展望

上記2. で述べたように、新B I S規制案の主たる内容は、銀行の内部管理手法も活用しつつ自己資本比率規制におけるリスクアセット（分母）の計算をより精緻化することですが、このような枠組みは、おのずから銀行の内部管理技術の進展や市場の変化に合わせた不断の見直しを求めることとなります。このため、バーゼル委員会としても、リスク管理のあり方等について引き続き業界との対話を続け、必要があれば規制案を修正する用意があるという柔軟な立場を明らかにしています。

また、新B I S規制後の中長期的な課題としては、今回見送られた自己資本の定義（分子）の見直しがあります。1998年10月、バーゼル委員会は、コールオプション付きステップアップ金利条項のある優先証券などの先進的な資本調達手段のティア1算入を一定の制限の下で容認することにつき合意しましたが、その後の新型資本調達手段の進展への対応を求める声があります。また、例えば、繰延税金資産など無形財産については、自己資本の構成要素に含まれていても銀行が破綻した際に損失を吸収する能力がないため、バランスシートに計上されている額を100%ティア1に算入すべきか議論が分かれるところでもあります。我が国では、これらの論点の一部について既に金融審議会等で真剣に議論してきたところですが、バーゼル委としても、新B I S規制後の重要な課題と位置づけています。しかしながら、バーゼル委は、当面、新B I S規制の円滑な実施を優先させる観点から、自己資本の定義の見直しについて新規制の実施前に提案を出す意図は有していない旨表明しています。

5. 新B I S規制実施に向けた官・民の課題

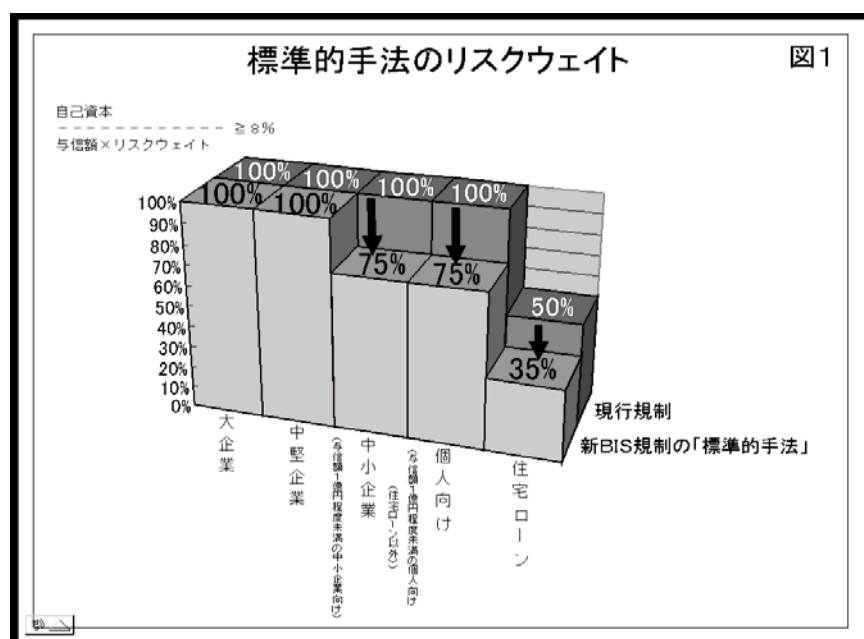
バーゼル委による最終案公表を受け、今後金融庁としては、各国裁量に委ねられた事項の取扱いを決定し、新規制実施のための銀行法に基づく告示等を改正する必要があります。また、これに関連する事務ガイドラインや検査マニュアルの改訂も予定されています。一方、金融機関側でも、新B I S規制への対応を本格化する必要があります。最終案は、昨年4月に公表された第3次市中協議案をベースにしているため、金融機関等がデータベースやリスク管理システムに係る準備作業を既に開始している場合でも、特に大きな変更は要しないはずであり、最終案を踏まえ、さらに作業を進めていただくよう期待しています。

最後に、新B I S規制の成否は官民双方の運用次第という話で締め括りたいと思います。新B I S規制は、突き詰めれば、当局管理型の監督から自己管理と市場規律を中心とした監督への移行を促す枠組みです。すなわち、新規制においては、リスク管理の方法を当局が指定するのではなく、銀行が



各々の経営方針に応じ決定した上で自ら実施し、当局及び市場がチェック機能を果たすことが期待されます。このため、自己資本比率の計算方法には、各金融機関の特性やリスク管理の状況に合わせて選択肢が用意されているだけではなく、金融機関による自己資本戦略の策定と当局による検証（第2の柱）やきめ細かい情報開示（第3の柱）が求められています。したがって、この枠組みの下では、ルールの子句どおりの遵守よりも、規制目的についての関係者による正しい理解の共有が重要になると思われます。金融機関にとっては、単なる規制対応ではなく、経営方針の策定と密接に関連した真に統合的なリスク管理体制を構築することが重要であり、当局としては、その有効性を正しく評価する目を持つことが不可欠です。新BIS規制の国内への導入が「仏作って魂を入れず」ということにならないよう、肝に銘じたいと思います。

(文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解です)



引当率の低い不良債権は加重、 引当率の高い不良債権は軽減

図2

企業向け不良債権額を100とした場合の所要自己資本額

① 内部格付手法（基礎的アプローチ） (要管理先以下債権)

引当率	0%	20%	35%	45%
所要自己資本額	45	25	10	0
不動産担保付※	35	15	0	0

※ 不動産担保が債権額の140%以上ある場合。

② 標準的手法 (90日以上延滞債権)

引当率	0%	20%	50%
所要自己資本額	12	6.4	2

※ 不動産担保は勘案されない。

(参考) 現行

引当率	0%	20%	50%
所要自己資本額	8	6.4	4

※ 不動産担保は勘案されない。



図3

内部格付手法における自己資本比率計算式

1) もし、 $EL > P$ (=一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計)ならば、

$$\frac{\{Tier1 - 50\%(EL - P)\} + \{Tier2'^{*1} - 50\%(EL - P)\}}{UL * 12.5}$$

2) もし、 $P > EL$ ならば、

$$\frac{Tier1 + \{Tier2'^{*1} + (P - EL)^{*2}\}}{UL * 12.5}$$

※1 Tier2': 一般貸倒引当金を除くティア2の額。
 ※2 P-EL: 信用リスクアセットの0.6%まで算入可能。



図4

新BIS規制の実施スケジュール

信用リスク計測手法	オペレーショナル・リスク計測手法	2006	2007	2008	2009	2010
標準的手法	基礎的指標手法	-	→ 適用開始			
	標準的手法					
基礎的 内部格付手法	-	子備計算期間	フロア※ 95%	フロア 90%	フロア 80%	
先進的 内部格付手法	先進的計測手法	定量的影響度調査/ 子備計算期間		フロア 90%	フロア 80%	

※ 新規制に基づく所要自己資本額について、現行規制に基づき算出された所要自己資本額の一定割合の下
 限(=フロア)が設定される。



[金融フロンティア]

金融研究研修センターディスカッション・ペーパーのご紹介

金融研究研修センターでは、平成 14 年度より研究スタッフの研究成果をディスカッション・ペーパーの形で、その全文を当センターホームページに掲載するとともに、冊子にして全国の大学図書館等に配布してきました。

つきましては、これまで発行してきたディスカッション・ペーパー (No. 1~15) の要旨等を以下のとおりご紹介させていただきますので、ご興味のある方は是非[当センターホームページ](#)をご覧ください。

なお、ディスカッション・ペーパーに書かれている内容は、各執筆者の個人的な見解であり、金融庁の公式見解ではありません。

※各執筆者の肩書きは、ディスカッション・ペーパー発行時のものです。

No. 15 2004. 4. 6

『財務指標の時間依存を考慮した信用リスク評価モデル—デフォルト予測への応用』

安道 知寛 九州大学大学院数理学府

山下 智志 統計数理研究所助教授、CRD運営協議会顧問、
(金融研究研修センター特別研究員)

企業の財務指標などの情報から企業のデフォルトリスクを計測する財務アプローチについては、1960年代から数多くの研究がなされてきました。その長い歴史の中で、多くの研究者が財務指標の時間依存を考慮すべきであると主張し、直近の時点で観測された財務指標のみならず、その変化率・時系列推移を表現する代替変数を併用することで予測精度の向上を試みてきました。しかし、経時情報の抽出方法やそれらをデフォルト予測へとリンクさせるモデルが未発達であったため、この重要な問題を根本的に解決するには至りませんでした。

本稿では、関数データ解析の枠組みを利用し、財務指標の推移の代替変数等ではなく“財務指標の推移”そのものを説明変数とした新しい統計モデルを構成し、高精度なデフォルトリスク計測手法を提案する。実際のデータ解析を通じ、提案手法の予測精度は従来手法を優越し、その有効性が確認されました。

No. 14 2004. 3. 19

『米国の地域コミュニティ金融—円滑化策とそれが機能するための諸条件—』

松田 岳 金融研究研修センター専門研究員

本稿では、米国における地域コミュニティ金融の「円滑化策」を金融監督政策に限定せず、コミュニティの金融ニーズが満たされるべく行政府が行った施策を広く「円滑化策」と捉え、整理しています。その際、「円滑化策」の内容そのものよりもむしろ、当該政策がそれぞれの時期に必要なとされた時代背景や社会的ニーズ、それら政策が定着した社会的・経済的条件が歴史的に準備される様に重点を置いて考察しています。考察を通じて明らかになった政策的含意としては、我が国においても「税財政などによるインセンティブ措置が必要ではありますが、それが効果的に機能するためには円滑化で「核」となる主体の育成もあわせて必要であること」、「金融監督政策においては多角的な視点から金融機関をチェックする必要があること」、が指摘できます。



No. 13 2004. 3. 17

『倒産処理法制改革のインパクトー再建着手の早期化促進の効果を、イベント・スタディによって検証ー』

広瀬 純夫 金融研究研修センター研究官
秋吉 史夫 金融研究研修センター専門研究員

2000年4月の民事再生法施行、昨年4月には改正会社更生法施行と、企業倒産・再建に関する法制度に大きな変革が施されました。長期にわたる日本経済停滞の打開策の一つとして、企業再生促進が喫緊の課題であるとの問題意識が、その背景にあります。本稿では、一連の制度改革が再建促進に貢献したのか否か、実証分析による検証を試みました。分析結果によれば、民再法施行以前に法的手続き申立を行った企業の場合、業績の落ち込みがあったタイミングから法的手続きに入るまで、平均的にみて5年程度の期間を要したのに対し、民再法施行以降に法的手続き申立を行った企業では、業績の落ち込みがあった翌年には、法的手続きに入る傾向があることが確認されました。さらに、2000年4月以降に私的整理による債権放棄を受けた企業と、法的手続きを利用した企業を比較すると、債権放棄があった企業の方が、法的手続き申立を行った企業に比べて直前の収益性は比較的高いとの結果が得られました。この点は、健全な体質へ回復するために抜本的な改革を要する企業の場合、法的手続きが積極的に活用されていることを物語っています。これらの分析結果から、一連の制度改革によって、早期の企業再建着手が促進された可能性が高いことが確認されました。

No. 12 2003. 12. 9

『フランス・オランダの地域金融システムー欧州における「リレーションシップ・バンキング」の実態と日本への示唆ー』

山村 延郎 金融研究研修センター研究官

「リレーションシップ・バンキング」をめぐる論議は、リレーションシップ・バンキング(収益機会の拡大)、リレーションシップ・プライシング又はレンディング(リレーションシップ情報によるリスク管理)、金融機関が果たす「社会的」な役割(金融の円滑)の三つに整理できます。本稿は、フランス・オランダの地域金融システムを、メイン・システムを支える補完的な制度や背景にも配慮しつつ分析することによって、コミュニティ・リレーションシップ・バンキングがこれら三つの点についてどのようなものであるか、その実態を解明しました。

その結果、わが国にとって重要と思われる以下の示唆を得られました。地域金融機関の再編の際には、リスク管理の集約とともに、経営組織の分権化が必要です。地域金融機関のガバナンスには地域住民や現場の職員が関与すること、地域金融機関が地域情勢にあわせた経営戦略を策定できるために、ユニバーサルバンク制度に近づけることが望ましいとされます。個人向けの住宅金融が重要となるため、長期資金調達の手段を利用することが必要です。貸出先としてもリスク審査援助者としてもNPO活動の活発化が重要な鍵となります。

No. 11 2003. 10. 31

『信用リスクモデルの評価方法に関する考察と比較』

山下 智志 統計数理研究所助教授、CRD運営協議会顧問、
(金融研究研修センター特別研究員)

敦賀 智裕 金融研究研修センター専門研究員
川口 昇 新日鉄ソリューションズ株式会社

本稿は、現在用いられている様々な信用リスクモデル評価方法を列挙し、その成り立ち、特色をまとめ、モデルと評価方法の対応関係を考察しました。これまでの信用リスクモデル評価方法に関する論文では、個々の評価方法について説明するだけであり、その評価方法が具体的にどのモデルに適用できるかを与える研究は少ないものとなっています。また、評価方法が体系的にまとめられていないため、どういった考え方でモデルを評価するか意識されず、予測が完全に当たるモデル、つまり、的中率が高い



モデルがよいと判断することが多くなっていました。しかし、作成されるモデルは誤差を含むものであり、単純に予測的中率が高いモデルが良いモデルであると判断するのは危険であります。

以上のことから、本稿では、個々の評価方法や評価指標について、その特徴をまとめ、各方法の短所・長所について個別に考察し、その後、モデルケースを想定し適用方法を考察しました。考察においては、モデル評価の考え方を明確にした上で、その評価方法が適用できるかどうか考えました。その結果、各評価方法に関してどのモデルに適用できるか、その対応関係を示す表を作成することができました。

No. 10 2003. 9. 16

『金融コングロマリットと範囲の経済』

永田 貴洋 金融研究研修センター研究官

前多 康男 慶應義塾大学経済学部教授

本稿では、金融コングロマリットの形成に関する範囲の経済についての考察を行いました。前半では、はじめに金融コングロマリットを正確に定義し、金融コングロマリット形成の現状と動機について整理を行いました。続いて金融コングロマリットにおける範囲の経済について、簡単な理論モデルのフレームワークを紹介しました。後半では、まず欧州の3つの金融コングロマリット（INGグループ、アリアンツグループ、クレディスイスグループ）について、1998年から2001年の子会社財務データを用い、範囲の経済の存在に関する分析を行いました。結論としては、規模の経済は観察されるものの、範囲の経済は観察されませんでした。続いてこの財務データを用い、コングロマリット形成のリスク分散効果の検出を行ったところ、簡単な分析ながら、リスク分散効果についてある程度検出されました。

No. 9 2003. 9. 16

『金融コングロマリットと伝染効果』

永田 貴洋 金融研究研修センター研究官

前多 康男 慶應義塾大学経済学部教授

本稿では、金融コングロマリット化にともなう、セーフティネットの漏出、ダブルギアリングなどの問題について理論的な考察を行いました。モデルにおいては、情報が対称であり、それゆえ市場規律が効果的に効いている状況が設定されています。その結果、セーフティネットの漏出、ダブルギアリングなどの問題はそのことが資源配分を歪めることにはなっていないことが分かりました。この結果を踏まえ、銀行のディスクロージャーを推進し、市場の価格付け機能を高めることによって、銀行に設けられているセーフティネットが他の部門に漏出することなどの伝染効果を防ぐことが可能となります。

No. 8 2003. 9. 9

『信託の成立要件をめぐる一考察—最一小判平14・1・17を起点として—』

杉浦 宣彦 金融研究研修センター研究官

徐 熙錫 金融研究研修センター専門研究員

平成14年1月17日、最高裁は、公共工事の請負者が保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払をうけた前払金（預金）について、地方公共団体と請負者との間でこれを信託財産とする信託契約が成立したことを認める初めての判断を下し、関係者の注目を大いに集め、信託に関する議論が活発化しました。本稿では、この判決やその後続いた類似のケースの判例について、判例理論や関連する学説を踏まえつつ分析した上で、当該事案において信託の成立を認定したことの妥当性、信託の成立要件のあり方等について検討を行い、結論として、信託法第1条における要件（①財産権の移転、②一定の目的に従い当該財産を処分または管理させる）、プラス③信託設定の意思の存在が信託成立の要件になるのではないかと主張します。日本の信託法制は、従来、主として商事信託や営業信託を念頭にいたものとなっており、英米に比べ未成熟な民事信託法理の発展が課題であると言われてきましたが、信託法や信託業法改正の動きに伴うその法理の見直しの流れとともに、信託の活用可能性について、学界・実



務界の関心が高まっています。本稿は、そうした関係者の関心にも応えようとするものであります。

No. 7 2003. 8. 28

『電子マネーの将来とその法的基盤』

杉浦 宣彦 金融研究研修センター研究官
片岡 義広 弁護士 (片岡総合法律事務所)

現在、国内外において交通カード等で使われはじめたICカードが、交通だけでなく、コンビニエンス・ストアやその他の店で買い物ができるという多目的型への変化を見せています。このような動きのなかで、再び「電子マネー」という言葉が着目されるようになってきました。

本稿では、このような実態を受けて、電子マネー定着に向けての法的基盤整備がどのように行われるべきかを海外の事例を織り交ぜながら検討しました。まず、最初に電子マネーの法的性質について再考するため、通貨、金券、手形・小切手の定義との対比を行うとともに、電子マネーを取り巻く法制度（例：電子署名法、電子消費者契約法、出資法、銀行法、外為法等）を検討し、さらに、前払式証票規制法における前払式証票と電子マネーの共通点と違いについて、前払式証票概念の要件要素（有体物であること、有体物への金融情報の記録、情報移転と対価性、代価の弁済）やこれまでの電子マネーの法的性質論（金券説、債権譲渡構成、支払委託構成など）の視点から明らかにしています。

では、今後の電子マネー発展のために必要な法的基盤整備にはどのような点に留意すべきでしょうか。それには、やはり①信認の確保、②前金の保全、③決済の安定性をどのように維持していくかが重要であり、そのためには、電子マネーの概念（対象範囲）をどのように位置付けるか等を検討しつつ、これまでカード型電子マネーを一部カバーしていた前払式証票規制法を改正し、現実の取引の進展と、周辺の法的基盤整備の進展にあわせた継続的見直しを行っていくことが現実的な選択ではないかと考えます。なお、その場合でも、責任と規制の明確化、前金保全措置の検討とその制度、電子マネー発行体の説明義務、不正行為対策、電子マネー譲渡の対抗要件具備の問題、さらには、電子マネーの強制執行等が今後の課題として残ることとなります。

No. 6 2003. 8. 28

『韓国における電子金融法制－「韓国電子金融取引法（案）」と日本法制への示唆』

杉浦 宣彦 金融研究研修センター研究官
徐 熙錫 金融研究研修センター専門研究員

韓国においては、ここ数年間、超高速情報通信インフラの普及に伴う新しい法的問題に対応すべく、電子取引基本法、電子署名法（以上 1999. 2）、情報通信網利用促進および情報保護法（2001. 1）、電子商取引消費者保護法（2002. 3）などが整備されてきました。最近（2002. 10）は、その流れの一環として、金融全般を対象とする横断的ルールとしての性格を有する「電子金融取引法（案）」が立法予告されています。本法律案は、その制定目的として、電子金融取引の法律関係の明確化、利用者の保護、電子金融業の健全な発展を図ることなどを掲げているが（1条）、とりわけ電子マネーにおける非金融機関に対する参入の許容、電子金融取引に利用される各種カード（クレジットカード・電子マネーカード・キャッシュカードなど）の偽造・変造および盗難・紛失などにおける責任分担の明確化、電子金融のアウトソーシングにおける監督当局の監督の仕方、電子債権に関する根拠規定などを置いた点において、その制定の帰趨が注目されています。そこで本稿では、韓国の電子金融および電子金融関連法規の現況を検討し、「電子金融取引法（案）」の制定背景およびその主要内容を紹介することとともに日本法への示唆点を探ることにしました。なお、末尾に「電子金融取引法（案）」の試訳も併せて掲載しております。

No. 5 2003. 8. 15

『手形・小切手の電子化（ペーパーレス化）をめぐる法的研究』

杉浦 宣彦 金融研究研修センター研究官
松田 政行 弁護士 (マックス法律事務所)



大谷 郁夫 弁護士（銀座第一法律事務所）
森下 哲朗 上智大学法学部助教授
池村 聡 弁護士（マックス法律事務所）

これまで有価証券取引は紙媒体の証券というものを必要としてきましたが、電子化によるコスト面や保管・管理面でのメリットに対する利用者・管理者双方の意識の高まりを受けて、近年、債券や株式等の電子化・ペーパーレス化が進行しています。

この電子化の動きは手形・小切手の世界にまで進行してきており、一部の銀行で提供しているサービスのなかには、すでに実用段階にまで進んでいるものもあります。しかし、手形・小切手の電子化に必要なシステムの運用方法やそれを支える技術上の問題については、ある程度解決されているにもかかわらず、手形・小切手の電子化が法律面に与える影響（新しい法律構成が必要なのか等）については、投資有価証券などに比較しても十分な検討が行われてきませんでした。

本稿では、従来の約束手形の機能を維持したまま約束手形の電子化システムを構想した場合の法的問題についての検討を試みました。当然のことではありますが、電子化された約束手形は、約束手形という名称を使用したとしても、約束手形の仕組みと機能を電子的に実現（あるいは模倣）しようとするものにすぎず、手形法という制定法にその存在が裏付けられた「約束手形」そのものではありません。従って、電子化された約束手形に関して生じる法的問題点は、一般法である民法等によって解決せざるを得ません。手形法のような流通性促進のための規定をもたない民法による解決では、電子化された約束手形に約束手形と同様の流通性を確保することは困難であり、その結果、約束手形特有の機能を維持するという電子化の目的は達成できません。この点は、システム利用者と金融機関等との間の利用契約・約款において、手形法と同様あるいは類似したルールを規定することによって対応することが志向されます。このため、システム的设计にあたっては、電子化された約束手形の流通が利用契約を締結した当事者間に限定されるようなものとする必要があるでしょう。この結果、電子約束手形の流通性は制限されざるを得ませんが、これが電子約束手形の利便性を損なう可能性も考えられます。また、利用契約によってルールを規定する方法では、差押債権者等の第三者との関係で困難な問題を生じますが、こうした問題は立法による解決を待たざるを得ません。他方、第三者との関係でも明確なルールが存在することは、電子約束手形が実際に利用可能なものであるための重要な条件であると考えられます。以上のように考えると、何らかの立法による手当てがなされない限り、約束手形の電子化には実務的に許容し得ない困難な問題が存在するのではないかと、というのが本研究の結論であります。

No. 4 2003. 5. 28

『ドイツにおける預金保護・危機対応の制度－市場経済に立脚した金融システムの維持－』

山村 延郎 金融研究研修センター研究官

日本と同じ Bank-Oriented System（「銀行志向システム」）であります。市場経済の機能維持を重視するドイツの預金保護及び危機対応制度について調査・分析したものであります。

ドイツにおいては、高額かつ長期の預金保護が金融システムの維持の観点から重視されており、地域金融機関では、困難に陥った金融機関の保護による預金を全額保護、営利金融機関では、当該銀行の責任自己資本の 30%を各預金者の保護上限としてほぼ全ての預金を保護するという制度が確立しています。

これらの保障は、設置主体、資金源、個別金融機関の検査等すべてにおいて、業界内で行うという自己完結体制であり、モラルハザードと国家の過剰介入を排除しています。最後の貸手機能も、全業態で出資した「リコバンク」によって担われ、国も中央銀行も、信用リスクを負いません。

連邦金融監督公社(BaFin)は、秩序維持の役割を持たされており、市場経済の側で救済できないものについて、法的な「倒産手続」（整理又は清算）を取ります。

日本でも、自主財源と業態内部の相互監視による自治と職責に根ざした第二レベルの業態別預金保護制度等により、モラルハザードを極力回避した非決済性預金の保護拡大を図るべきであると考えます。

No. 3 2003. 2. 18

『大規模データベースを用いた信用リスク計測の問題点と対策（変数選択とデータ量の関係）』



山下 智志 統計数理研究所助教授、CRD 運営協議会顧問、
(金融研究研修センター特別研究員)

川口 昇 金融研究研修センター専門研究員 (早稲田大学大学院理工学研究科)

本研究は、大規模データベースを用いた信用リスク計量に伴う問題点と、その対策方法についてまとめました。これまでの信用リスク計量モデルは、データの蓄積が進んでいないため、大規模データベースで計測することができませんでした。そこで、CRD運営協議会によって作られた、450,000件、86財務変数を持つデータベースを用いて、2項ロジットモデルによりデフォルト確率の推定を行いました。大規模データの推定では、計算時間が膨大となります。我々は、数値計算プログラムを改良して、計算時間を短縮しました。そして、推定結果から選択される財務指標の傾向を分析することができました。

また、本研究では、データ量に対する最適なセグメント数についても検討しました。一般に、業種や規模が信用リスクに与える影響を考慮する場合、データセグメント法を多く用います。データセグメント法では、セグメントにおけるデータが減少し、推定精度が悪化する場合があります。また、推定精度がよくなる場合には、オーバーフィッティングがおきて不安定な推定結果を得ることが多くあります。そこで、データ数とそれに含まれるデフォルト数を変化させて、そのデータ数がセグメントに分けられるほど十分なデータ数であるか分析しました。その結果、データ数、それに含まれるデフォルト数、および変数選択候補数に関して、セグメントに分けるかどうか決定する表を得ました。

No. 2 2002. 11. 18

『信託業法のあり方—イギリス法を手がかりに—』

山下 純司 学習院大学法学部助教授 (金融研究研修センター特別研究員)

現在の信託業法は、信託業への参入基準が不明確ですが、その背景には、そもそも「信託業」の定義が不明確であるという事情があります。「信託業」の定義は、信託を「業とする」とは何かという、問題を抱えているためです。この問題を解決するためには、信託業法の想定する「信託業」には、どのような性格が期待されているのかを、類型化も視野に入れながら、再検討する必要があります。

そこで信託の母法であるイングランド信託法を検討してみます。イングランド法には、公受託者、保管受託者、信託法人、専門受託者といった、特別な受託者の類型、受託者概念が存在しており、それぞれについて、権限、業務内容が異なります。これらの差異は、それぞれの受託者に期待される性質の差異を反映していますが、それが、公共性、信用性、専門性という三つの性質です。

わが国の信託業を営む受託者についても、これら三つの性質を期待することが可能であり、これらを前提として、信託業法の改正を見据えた、新たな信託業の切り分けの試みが可能となります。具体的には、信託の引受けを本業とする受託者(受託業)と、付随的業務として信託の引受けを行う受託者(信託を伴う業)を区別する必要があり、両者は異なる規制に服するべきであると考えます。

No. 1 2002. 11. 18

『米国における信託会社規制—イリノイ州を中心に—』

森田 果 東北大学大学院法学研究科助教授 (金融研究研修センター特別研究員)

米国においては、信託会社に対する規制と銀行に対する規制とが近接しつつありますが、信託会社に対する独立した規制を有する州も依然としていくつか存在します。これまで、事実上信託銀行のみが信託業を営んできたわが国において、信託銀行以外の主体に対する信託業を解禁する可能性を探るためには、このような規制のあり方を概観しておくことは有益です。そこで、そのような州の一つであるイリノイ州における信託会社に対する規制の内容を概観しました。

同州の信託会社規制は、①営む信託業の範囲に制約を設けない、それによって広範囲に渡ることになる信託業に対し、②適用除外を設定することでバランスのとれた規制を図る、③信託会社に対する州金融当局による監督は小規模金融機関に対する監督の形をとっている、という構造となっています。信託会社の行為規制については、信託会社法上の制約はほとんど設けられておらず、その内容は、信託に関連する一般私法や信託会社法以外の金融規制法に委ねられています。



【ピックアップ：中小企業金融】

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定について

(第2回：「経営管理」)

アクセスFSAでは、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の内容についてより多くの方に知っていただくため、前号より4回にわたって解説を連載しております。

第2回目である今回は、「監督上の評価項目」のうち、「経営管理」について解説します。

経営管理

リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）を展開する中小・地域金融機関について、持続可能性（サステナビリティ）を確保しつつ、経営の健全性の維持及びその一層の向上を図るためには、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが極めて重要であると考えられます。

こうした考え方の下、本項目では、経営管理（ガバナンス）の質をモニタリングする際の着眼点を整理するとともに、監督上の手法・対応を規定しております。

(1) 着眼点

モニタリングに際しての着眼点については、金融検査マニュアルやバーゼル銀行監督委員会の「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」（平成10年）等を参考に、経営管理が有効に機能するよう、代表取締役、取締役・取締役会、監査役・監査役会等が適切にその機能を発揮しているかとの観点から着眼点を整理しております。

なお、オフサイトモニタリングでは、ヒアリングが主な検証手段となることから、金融検査マニュアルとは異なり、ヒアリング対象である役職ごとに概括的に着眼点を例示しております。

(2) 監督手法・対応

監督手法としては、以下のような施策を整備しており、これらと通常の監督事務等を通じて経営管理について検証することとしております。

- ① 経営管理に関する状況を含め、より多面的・総合的に金融機関の状況を把握する観点から、従来の業務再構築ヒアリングを抜本的に拡充し、新たに「総合的なヒアリング」を導入。
- ② 金融機関の経営者に財務局幹部が直接面談するトップヒアリングの項目として、経営管理を対象とすることを明確化。
- ③ 内部監査の適切な機能発揮を図る観点から、新たに「内部監査ヒアリング」を導入。
- ④ 監査役や社外取締役の活動状況について、必要に応じてヒアリングを実施。

また、監督上の対応については、経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法令に基づく報告徴求を通じて、着実な改善を促すこととし、また、重大な問題があると認める場合には、法令に基づき業務改善命令を发出することとしております。

なお、金融機関の適切な経営管理については、まずは、金融機関の自己責任原則に基づき、自らの内部管理と会計監査人等の適切な外部監査によって確保していくことが重要であり、監督に当たっては、特に金融機関の自主的な努力を尊重するとともに、いやしくも経営への過度な介入となることのないよう配慮する必要があると考えます。

次回は、「監督上の評価項目」のうち、「地域貢献」について解説します。



- ※ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針について」](#)（平成 16 年 5 月 31 日）にアクセスしてください。
- ※ 金融審議会金融分科会第二部会報告（平成 15 年 3 月 27 日）については、金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「答申・報告書等」のうち、[「平成 15 年 3 月 27 日「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」](#)（金融審議会金融分科会第二部会報告）（PDF）にアクセスして下さい。

リレーションシップバンキングの機能強化に関する アクションプログラムの進捗状況（平成 15 年度）について

昨年 3 月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」においては、金融庁において同プログラムに記載されている施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績をとりまとめ、公表することとされています。

去る 6 月 30 日、金融庁では、施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績について取りまとめ、公表を行いました。

- ※ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況（平成 15 年度）について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から [「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況（平成 15 年度）について」](#)（平成 16 年 6 月 30 日）にアクセスしてください。
- ※ アクションプログラムの本文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から [「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」](#)（平成 15 年 3 月 28 日）にアクセスしてください。
- ※ アクションプログラムに基づき、各金融機関は、平成 15～16 年度の 2 年間（「集中改善期間」）に中小企業の再生と地域経済の活性化に向けた取組を進めるため、機能強化計画を作成して 15 年 8 月末に当局に提出しています。そのとりまとめ状況については、金融庁ホームページの「報道発表など」から [「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」](#)（平成 15 年 10 月 7 日）にアクセスしてください。
- ※ その他、金融庁における中小企業金融の円滑化へ向けた取組みについては、金融庁ホームページの「政策ピックアップ」にある [「中小企業金融特集」](#) にアクセスしてください。



【法令解説】

このコーナーでは、先に閉会した第 159 回国会で成立した金融庁関連の法律について、その経緯や内容を詳細に説明します。本号は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」及び「預金保険法の一部を改正する法律」についてです。

「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」及び 「預金保険法の一部を改正する法律」について

前述のとおり、第 159 回国会において「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下、「金融機能強化法」という）が成立し、地域等における金融の円滑化に向けた金融機関の取組みに対し国が資本参加することを通じて金融機能の強化を図る新たな公的資金制度が創設されました。本稿においては、同時に成立した預金保険法の一部を改正する法律（以下、「預金保険法一部改正」という）の概要とあわせてこの新たな公的資金制度の概要を紹介します。

I 立法の背景・経緯等

新たな公的資金制度は、平成 14 年 10 月 30 日に公表された「金融再生プログラム」において「迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置を講ずる」とされたことを受け、金融審議会（会長：貝塚啓明中央大学教授）の金融分科会第二部会（部会長：堀内昭義中央大学教授）において検討が開始されたものです。

同部会は、公的資金制度に関するワーキング・グループを設置して精力的に検討を進め、平成 15 年 7 月 28 日には「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」と題する報告をとりまとめ、その中で新たな公的資金制度の「考え得る枠組み」も示されました。これを踏まえ、金融庁において更に実務的な検討が加えられ、本年 2 月 6 日に新たな公的資金制度の創設を内容とする「金融機能の強化のための特別措置に関する法律案」が国会に提出されるに至ったところです。

この新たな公的資金制度の目的や意義を広く説明すると、次のとおりです。

現下の経済情勢をみると、企業収益が改善し、設備投資が増加するなど、民需が主導する形で我が国経済は着実に回復しており、こうした明るい兆しを地域経済や中小企業にも浸透させ、持続的な経済成長につなげていくことが重要な課題となっています。このためには、地域経済の活性化に向けた改革の取組みを着実に推進するとともに、資金供給の担い手として民間の経済活動を支える金融機関が一層リスク対応能力を高め、地域等における金融が十分な安心感をもって円滑に行われるよう、その環境整備に万全を尽くしていくことが重要となっています。新たな公的資金制度は、金融機関の資本の自力調達も必ずしも容易でない中で、地域における金融機能の強化に向けた金融機関の取組みに対し公的な支援を行う時限的な制度を創設するものであり、地域経済の活性化や金融システムの安定・強化に資することが期待されています。

なお、新たな公的資金制度の枠組みとの整合性を図る等のため、金融危機に対応するための公的資金制度である預金保険法第 102 条第 1 号措置について銀行持株会社等を通じた資本増強を可能とする等所要の制度整備を行う「預金保険法の一部を改正する法律案」が本年 2 月 6 日にあわせて国会に提出されました。

両法案は、4 月 23 日には衆議院で可決、6 月 14 日には参議院で可決・成立し、同月 18 日に公布されています（平成 16 年法律第 128 号、第 129 号）。



II 立法の概要

以下金融機能強化法及び預金保険法一部改正の概要を順を追ってご紹介します。

なお、金融機能強化法及び預金保険法一部改正法は平成 16 年 8 月 1 日に施行されます。

1. 金融機能強化法の概要 (図 1 参照)

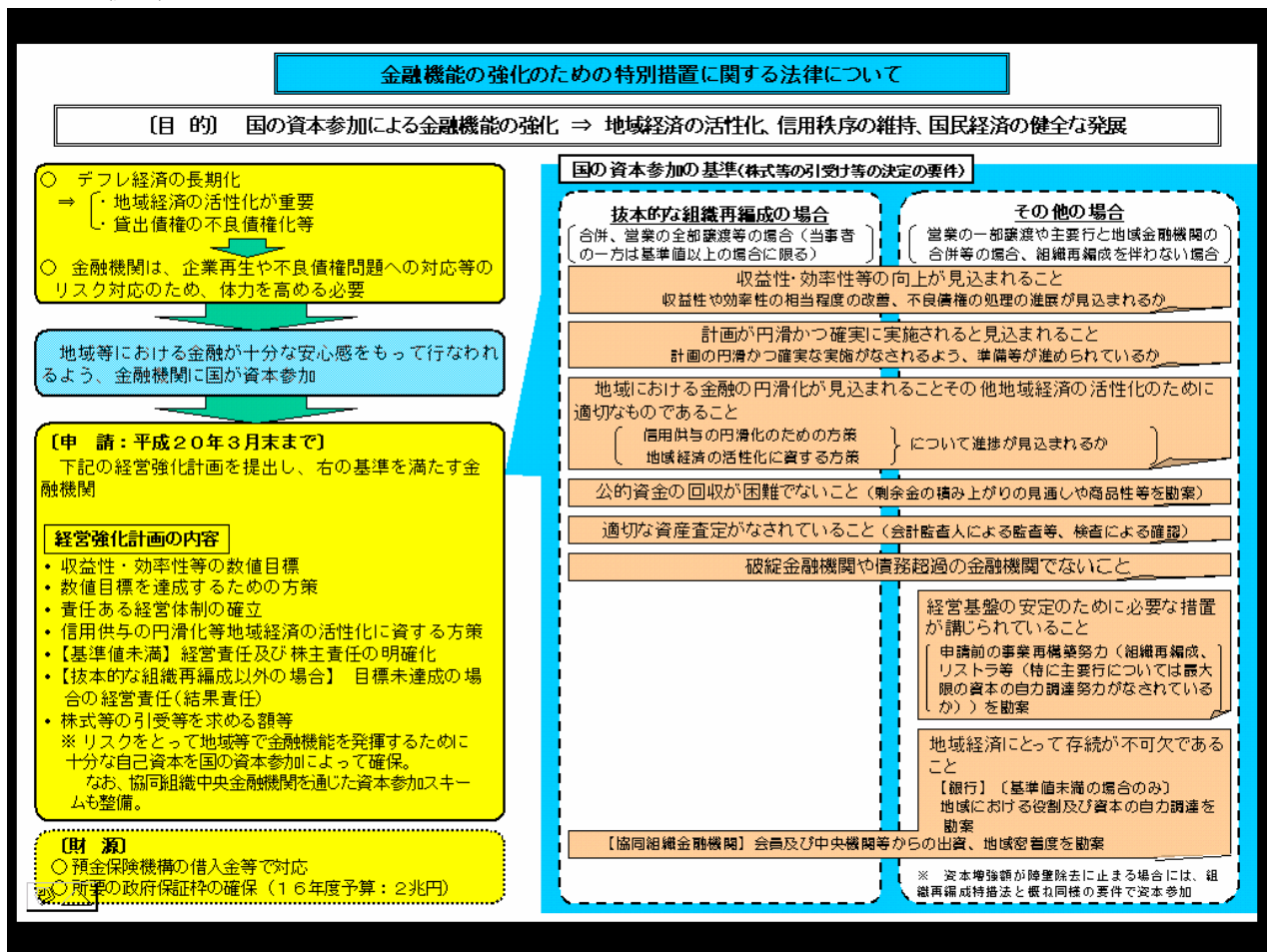
(1) 株式等の引受け等に係る申込み

新たな公的資金制度は、時限的な枠組みであり、金融機関は、平成 20 年 3 月末までの間、預金保険機構に対し、自己資本の充実を図るために株式等の引受け等に係る申込みをすることができることとされています (第 3 条第 1 項、第 15 条第 1 項)。

また、銀行持株会社等の子会社である銀行等の場合には、当該銀行等が株式等の引受け等を直接求めるだけでなく、当該銀行等に同額以上の資本増強を行うことを前提として親会社である銀行持株会社等がまず自らの株式の引受けを求める申込みをすることが可能とされており、いわば間接的に資本参加を受ける途が用意されています (第 3 条第 2 項、第 5 条第 1 項第 9 号、第 15 条第 2 項、第 17 条第 1 項第 4 号ト、第 6 号ニ(2))。

なお、株式会社形態の金融機関すなわち銀行等や銀行持株会社等による申込みについては、株式の引受けを求めることのみが認められており、劣後特約付金銭消費貸借による貸付けや劣後特約付社債の引受けを申し込むことはできません。また、株式等の引受け等の申込み先は預金保険機構ですが、実際の株式等の引受け等を行うのは預金保険機構から業務の委託を受けた協定銀行となります (※ 注 1)。

(図 1)



(2) 経営強化計画の提出

株式等の引受け等を直接申し込む金融機関又は親会社である銀行持株会社等により間接的



な申込みがされる銀行等は、経営強化計画（実施期間：3年以内）を主務大臣に提出しなければならないとされています。これらの金融機関が他の金融機関と組織再編成を行う金融機関である場合には、当該組織再編成の当事者である他の金融機関（自らは資本参加を受けない金融機関を含む。）も経営強化計画を提出しなければならないとされています（第4条第1項、第16条第1項、※注2）。

経営強化計画の記載事項は、金融機能の強化という法の目的に照らして適合的なものが定められています。すなわち、経営強化計画を提出する金融機関が中長期的に安定した金融機能を発揮するためには、経営改革が確実に行われる必要があります。まずは、こうした経営改革の実行を評価するための一般的な指標である収益性や効率性について、数値目標の設定とその達成のための方策（ビジネスプラン）の経営強化計画への記載が求められます。具体的には、数値目標の内容として経営強化計画の実施期間中のコア業務純益ROA（※注3）の上昇幅や経費率の低下幅を盛り込むこととともに、不良債権の処理についても目標を設定することが求められます。

次に、資本参加を直接又は間接に受ける金融機関に係る経営強化計画については、公的資金の投入先として規律ある経営の確保を求める趣旨から、責任ある経営体制の確立に関する事項の記載が求められ、また、地域経済に対する具体的なアウトプットを求める趣旨から、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策の記載が求められます。この信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策の具体的内容としては、一律の目標の設定を求めるのではなく、リレーションシップバンキングの機能強化との整合性も踏まえた多様な方策について、その進捗が外部から評価できるような指標も含めて記載が求められます。

加えて、資本参加に伴う経営陣等のモラル・ハザードを回避する観点から、自己資本比率が基準値未満の金融機関の場合には、株式等の引受け等の決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項の記載が求められ、また、合併等の抜本的な組織再編成を行う場合（※注4）以外には、経営強化計画の終期において数値目標が達成されない場合における経営責任の明確化（結果責任の明確化）に関する事項の記載が求められます。これらのうち、経営責任の明確化に関する事項に係る具体的な基準としては、代表権のある役員が役員を退任することが主務省令において規定されています（※注5）。

(3) 株式等の引受け等の決定

主務大臣は、経営強化計画の提出を受けて、その記載事項や添付書類を基に審査を行い、資本参加の可否を決定することになるが、その際の審査基準（決定の要件）は次のとおりとなっています（第5条第1項、第17条第1項）。

まず、収益力改善等に向けた相応の経営改革が行われるかという観点から、経営強化計画に記載された数値目標が一定の基準に適合するものであり、かつ、その達成が見込まれるかがチェックされることとされています。この一定の基準としてはコア業務純益ROAの上昇幅が同一業態で比較的上位の金融機関の実績以上のものであること、不良債権比率が低下することが定められています（※注6）。

次に、経営強化計画に信用供与の円滑化等地域経済の活性化のための方策が記載されている場合には、当該方策の記載に当たって盛り込まれた各種の指標等を参考に、その適切性が審査されることとされているほか、経営強化計画に盛り込まれた各事項の実施に向けた準備等が進められていることを確認する観点から「経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」が要件とされており、例えば責任ある経営体制の確立に向けて新たに就任する役員の就任の承諾を得ていることや部門別に適切な損益管理がされていること等が経営強化計画に添付を求める書類により確認されます。

更に、資本参加に当たっては、公的資金の回収が困難であると認められる場合でないことが要件とされており、具体的には商品性や剰余金の積上がり等を勘案するほか、「適切な資産査定がされていること」が要件とされており、直近の財務諸表、その適正性について代表者が確認した旨を記載した書面及び監査法人等によるチェックが行われている旨の書面の提出が求められるほか、当該財務諸表が当局による検査を的確に踏まえたものであることが求められます。



加えて、合併等の抜本的な組織再編成が行われない場合には、所要の経営努力を求めるという趣旨で、経営基盤の安定のために必要な措置（具体的には、組織再編成や事業縮小等の事業再構築）が講じられていることが資本参加の前提として求められます。また、自己資本比率が基準値未満の銀行については、市場原理からいえば自力の増資等で自己資本比率を回復するか、さもなければ再編、淘汰される可能性のある金融機関であることを踏まえ、自己資本比率が基準値以上行との合併等を行うか、あるいは地域経済にとって存続が不可欠な金融機関として投資家が相当程度の増資に応じていること等の追加的な要件を満たしている場合に限り、資本参加することが適当と考えられ、その点が「地域経済にとって存続が不可欠であること」という追加的な要件として設定されています（※ 注7）。

資本参加の額については、基本的には「経営強化計画の実施に必要な範囲であること」が法律上の要件とされていますが、具体的には、金融機関が地域経済において現状よりリスクをとって金融機能を発揮するため十分な資本の量を確保するという考え方の下、例えば業界の中堅クラス以上の自己資本比率も一つの参考としながら、金融機関からの申請に基づき、案件ごとに厳正に審査する運用が想定されています（※ 注8）。

なお、経営強化計画の審査に当たって、ビジネスプラン及び数値目標の妥当性や実現可能性について目利きを行う必要があることから、金融、法律、会計等に関して優れた見識を有する5人以内の委員から構成される金融機能強化審査会（金融庁に設置）から意見を聴く仕組みが整備されています（第4条第2項、第16条第5項、第48条）。

(4) 株式等の引受け等の決定を受けた金融機関に係る特別措置

新たな公的資金制度においては、株式等の引受け等の決定を受けた経営強化計画は公表されることとされています（第6条、第17条第8項において準用される第6条）。

また、経営強化計画を提出した金融機関は、主務大臣の承認を受けて経営強化計画の変更をすることが認められていますが、変更は予見し難い経済情勢の変化等のやむを得ない事情がある場合に限られています（第9条第1項、第19条第1項）。経営強化計画の実施期間が終了した後においては、資本参加に用いた公的資金の回収がされるまでは、新たな計画の策定が求められており、常時計画による計画の規律づけがされることとなります（第12条第1項、第22条第1項及び第3項、※ 注9）。

更に、経営強化計画を提出した金融機関は、経営強化計画の履行状況について定期的に報告を行うことが義務付けられ（第10条、第20条）、主務大臣がその履行状況に照らして必要があると認めるときは、報告徴求や当該経営強化計画に記載された措置の実施命令その他の監督上必要な措置の対象となるとともに、主務大臣から協定銀行に対して転換権の行使等の要請が行われることもあり得ることが明確化されています（第11条、第21条）。例えば、経営強化計画に記載された数値目標を達成できなかった金融機関が、経営責任の明確化（結果責任の明確化）のために講ずべき措置として経営強化計画に記載したものの実行を図らない場合には、主務大臣はその実行を求める命令を発動し、具体的には代表権のある役員の実任を求めることとなります。

そのほか、公的資金の投入先に対するフォローアップに万全を期す観点から、株式等の引受け等が行われた金融機関等が行う株式交換、株式移転及び合併等について認可を受けなければならないこととする等所要の規定が整備されています（第13条、第14条、第23条、第24条）。

(5) その他

協同組織中央金融機関がその会員である協同組織金融機関から引き受けた優先出資等を信託する場合において、平成20年3月末までに協同組織中央金融機関から信託受益権等の買取りに係る申込みが預金保険機構にされたときには、所要の要件を満たす場合に限り、主務大臣の決定を経て協定銀行が信託受益権等の買取りを行うことができることとされています（第4章）。

また、金融機能強化法に基づく資本参加等に関する業務に係る経理を行うための特別の勘



定として、預金保険機構に金融機能強化勘定を設けられ、当該業務に必要な借入れ等に対する政府保証枠も手当てされました（第43条から第45条まで。なお、平成16年度の政府保証枠は2兆円とされています）。

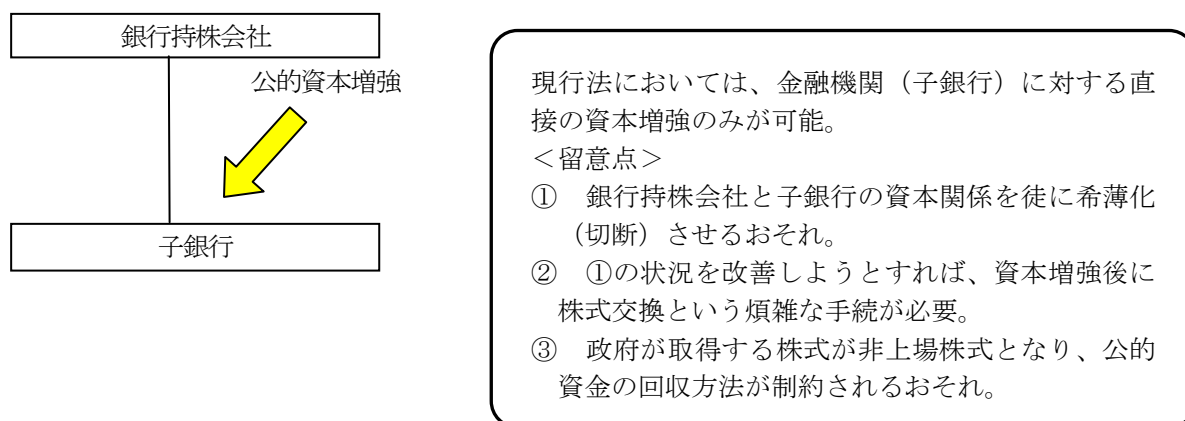
2. 預金保険法一部改正の概要

(1) 銀行持株会社に対する株式等の引受け等

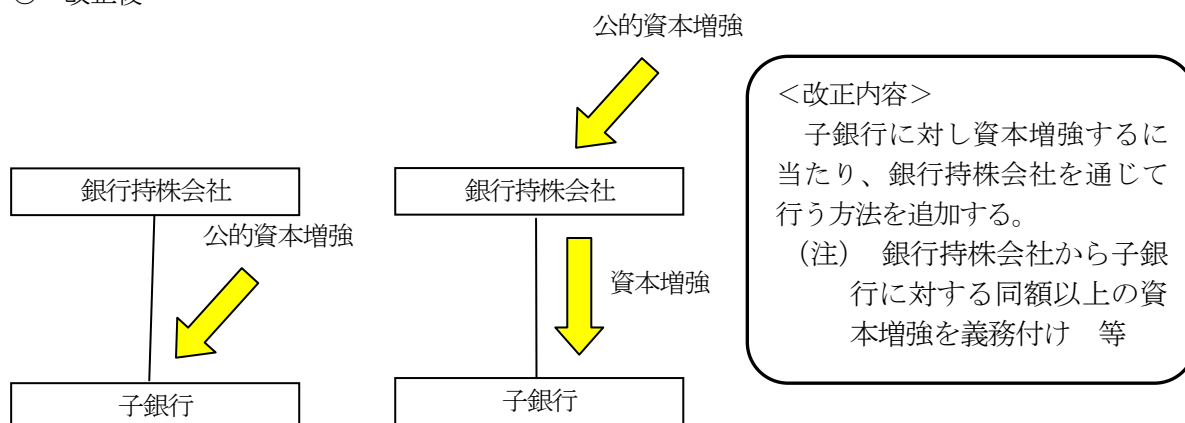
金融危機に対応するための公的資金制度である預金保険法第102条第1号措置（以下、1号措置という）においては、従来、金融機関への直接の資本増強のみが可能とされていましたが、銀行持株会社制度の活用状況や昨年のりそな銀行に対する1号措置の発動の経験を踏まえるとともに、新たな公的資金制度の枠組みとの整合性を確保する観点から、1号措置の必要性の認定を受けた金融機関の親会社である銀行持株会社等が、当該金融機関に同額以上の資本増強を行うことを前提としてまず自らが資本増強を受けること（1号措置の必要性の認定を受けた金融機関に対する間接的な資本増強）が可能とされています（第102条第1項第1号、第107条第3項、図2参照）。

図2 銀行等に対する資本増強

○ 現行



○ 改正後



(2) 商法等の規定の特例



商法上会社が発行する株式の総数は発行済株式の総数の4倍を超えて増加することができないとされていますが（同法第347条）、1号措置により金融機関が資本増強を受ける場合において当該制限により必要な規模の資本増強が円滑に行えなくなることを防ぐため、1号措置を発動する場合には、当該制限の適用を受けないこととされているほか（第107条の2）、所要の商法等の規定の特例が設けられています。

(3) その他

新たな公的資金制度同様に、公的資金の投入先に対するフォローアップに万全を期す観点から、1号措置により株式等の引受け等が行われた金融機関等が株式交換、株式移転及び合併等を行う場合について認可を受けなければならないこととする等所要の措置が講じられています（第108条の2、第108条の3）。

※

- (注1) 資本参加の際の株式の種類は、経営強化計画に結果責任の記載がある銀行の場合は取締役等選解任議決権付優先株式、それ以外の銀行の場合は議決権のない優先株式が予定されています（これらの株式についてはいずれも普通株式への転換権が付される予定）。なお、自己資本比率が基準値未満である銀行への資本参加が行われるときは普通株式による資本参加が可能とされています（第5条第2項、第17条第2項）
- (注2) 親会社である銀行持株会社等による間接的な申込みがされる場合においては、当該銀行持株会社等も連名で経営強化計画を提出することが求められます（第4条第1項後段、第16条第1項後段）。
- (注3) 実質業務純益から国債等債券損益を差し引いたものを総資産で除した率のことをいいます。
- (注4) 合併、営業の全部を承継させる会社の分割、会社の分割による営業の全部の承継又は営業若しくは事業の全部の譲渡若しくは譲受けを行う場合（主要行と地域金融機関を当事者とするものを除く）のことをいいます。
- (注5) なお、資本参加を直接にも間接にも受けない金融機関に係る経営強化計画が提出される場合や資本参加の額が組織再編成に伴う自己資本比率の低下を補う範囲にとどまる場合には、経営責任の明確化に関する事項や信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策の経営強化計画への記載を省略することが可能とされているなど、経営強化計画の記載事項及びそれに伴う金融機関の責務が緩和されています（第16条第3項）。
- (注6) 経費率については、そもそも経営強化計画の実施期間中の低下幅を数値目標として経営強化計画に記載することが求められ、当該期間中に経費率が低下すると見込まれることが資本参加の前提となっており、それ以上の基準を設けることは予定されていません。
- (注7) 経営強化計画を提出した金融機関が協同組織金融機関であるときは、自己資本比率が基準値以上であるか否かにかかわらず、また合併等の抜本的な組織再編成を行うか否かにかかわらず、地域経済にとっての不可欠性に係る要件が課されており、具体的には地域密着度等が勘案されることとなります（第5条第1項第6号、第17条第1項第4号ニ）。
- (注8) (注5)において述べたように、資本参加額が組織再編成に伴う自己資本比率の低下を補う範囲にとどまるケースについては、金融機能強化法上扱いが異にされていますが、この場合における資本参加の額に係る要件は「金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと」（第17条第1項第6号ハ及びニ(2)）とされています。



(注9) 資本参加の額が組織再編成に伴う自己資本比率の低下を補う範囲にとどまる場合には経営計画、それ以外の場合には経営強化計画の策定が求められています。

※ 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」及び「預金保険法の一部を改正する法律」関係政令（案）等に対するパブリックコメントの結果について、詳しくは金融庁ホームページの「パブリック・コメント」から[「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」及び「預金保険法の一部を改正する法律」関係政令（案）等に対するパブリックコメントの結果について（平成16年7月23日）」](#)にアクセスしてください。

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**繰延税金資産**」です。

➤ **繰延税金資産とは・・・**

税効果会計という会計基準を適用することにより生じる**貸借対照表上の資産項目**です。税効果会計は、簡潔に言えば、収益や費用の計上時期が企業会計と税務上の取り扱いで相違する場合に、これを調整するための会計処理のルールです。税効果会計は、米国会計基準、国際会計基準など国際的に広く採用されている会計基準のひとつです。

➤ 貸付金を例にとれば、企業会計上のルールに従って貸倒引当金を当期の費用として計上しても、税法上は認定されず当期では損金として認められない場合があります。このように、企業会計上は費用として計上されるが税法上損金として認められない費用で、将来、税法上損金として容認されるものを、いわば法人税の前払いとして「**繰延税金資産**」として資産に計上することになります。将来、税務上も貸し倒れが認められた場合には課税所得から減算されることとなり、「繰延税金資産」も取り崩されることとなります。また、反対に、税金の後払いに相当するような差異がある場合は、「**繰延税金負債**」として負債に計上することになります。

➤ なお、「繰延税金資産」は、将来、税務上損金として認められたときに、その事業年度の課税所得から減算されることとなります。したがって、「繰延税金資産」は、課税所得が将来にわたって見込まれることを前提に計上することができるとされており、日本公認会計士協会から、その判断指針（「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」監査委員会報告第66号）が公表されています。



【お知らせ】

○ 金融庁「子ども見学デー」への参加者の募集について

子どもたちに対し業務説明や職場見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会として、中央省庁等が業務説明や職場見学などを行う「[子ども見学デー](#)」(文部科学省主催)については、本年も各省庁等が連携して、8月25日(水)～26日(木)に実施されます。

金融庁としても、この機会にあわせて暮らしの中の金融の働きや金融庁の仕事についての理解を深めてもらうことを目的として、以下のプログラム(事前予約制)等により実施を予定しています。

プログラムの詳細や応募方法等について、詳しくは金融庁ホームページの「お知らせ」のコーナーから「[金融庁の『子ども見学デー』](#)」にアクセスしてください。

皆様のご応募をお待ちしております。

開催日時 平成16年8月25日(水)及び26日(木) 10:30～12:00

開催場所 金融庁(東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館)

対象 小・中学生(保護者同伴可)

開催内容 ★金融や金融庁の仕事についての説明 ★庁内見学 ★大臣または副大臣との懇談

募集人員 40人程度(各日20人程度(保護者を除く))

問合せ先 金融庁総務企画局政策課広報室 電話 03-3506-6000(内線3125)

※ 事前に応募のない方の当日参加は受け付けておりませんので、ご注意ください。

※ 応募者が多数の場合には、抽選とさせていただきます。

※ 抽選の結果は、返信用ハガキにて後日ご連絡いたします。

※ プログラムについては、やむをえない事情により内容が変更される場合もありますので、予めご了承ください。

○ 行政立法手続に関する意見募集について

政府では、行政立法を行う際の手続の法制化を含めた行政手続法の見直しを進めており、現在、総務大臣の下に行政手続法検討会を開催し、検討を行っています。

この議論の参考とするため、行政立法手続等に関する論点についての意見を募集します。

募集期間 平成16年7月23日(金)～平成16年8月23日(月)

※ 募集する意見、意見の提出方法等詳細につきましては[総務省のホームページ](#)をご覧ください。

○ 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【[竹中大臣に質問!](#)】、【[伊藤副大臣に質問!](#)】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「[大臣に質問](#)」あるいは「[副大臣に質問](#)」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが **100字以内**に収めていただきますようお願い



いたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣又は副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございます方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



【6月の主な報道発表等】

- | | | |
|--------|--|---|
| 9日(水) | アクセス
アクセス

アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い等金融機関関係）の一部改正 ・ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）の公表（パブリック・コメント） ・ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）および事務ガイドライン改正（案）に対するパブリック・コメントの結果の公表 |
| 10日(木) | アクセス

アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務ガイドライン（証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について）の一部改正 ・ 平成16年度「子ども見学デー」の開催について |
| 11日(金) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ シティバンク、エヌ・エイ在日支店に対する行政処分 ・ 足利銀行の「経営に関する計画」について |
| 15日(火) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会 金融分科会 特別部会の開催 |
| 16日(水) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会 金融分科会 第一部会の開催 |
| 17日(木) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（案）等の公表（パブリック・コメント） ・ 企業会計審議会 企画調整部会の開催 |
| 18日(金) | アクセス

アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社ユーエフジェイホールディングス及び株式会社ユーエフジェイ銀行に対する行政処分について ・ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）に対するパブリック・コメントの結果の公表 ・ 政策評価有識者会議の開催 |
| 21日(月) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ A I Gインベストメントマネジメント投資顧問株式会社及びヒューミント投資顧問株式会社に対する投資一人契約に係る業務を行うことの認可 ・ 金融審議会 金融分科会 特別部会の開催 ・ 企業会計審議会 第二部会の開催 |
| 22日(火) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会 金融分科会 第二部会の開催 |
| 23日(水) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融審議会 金融分科会 第一部会の開催 ・ 金融庁の検査と監査に関する定期協議の開催 |
| 24日(木) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計審議会 論点整理及び意見書（公開草案）の公表（パブリック・コメント） |
| 25日(金) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社福岡リアルティに対する投資信託委託業者の認可 ・ マネックス証券株式会社に対する行政処分 |
| 30日(水) | アクセス

アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」及び「預金保険法の一部を改正する法律」の施行に伴う政令・省令・告示の整備（パブリック・コメント） ・ 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」、「保険業法施行規則第八十 |



六条等の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件を改正する告示（案）」及び「保険業法施行規則第七十条第二項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額に用いる金額等を定める件を改正する告示（案）」のパブリック・コメントの結果の公表

[アクセス](#)

- ・ 事務ガイドライン「金融監督にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」の一部改正

[アクセス](#)

- ・ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況（平成15年度）について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

